

# バナナ通信

第52号

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



## 今号の内容

- 2頁 沖縄県からのお願い
- 3頁 忘れていませんか？役員変更届
- 4頁 助成金情報



## お知らせ



中小企業信用保険法が改正され、平成27年10月1日から特定非営利活動法人も信用保険の対象となりました。

これに伴い、特定非営利活動法人も、信用保証協会の保証付きで金融機関から融資が受けられるようになりました。

なお、沖縄県商工労働部で実施している中小企業向け融資制度においても、一部資金について、特定非営利活動法人が融資対象として追加されました。

「沖縄県融資制度」についての詳しい内容については、沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページ、又は電話番号(098-866-2343)へお問い合わせ下さい。

沖縄県内NPO法人  
573法人(2月22日現在)

法人設立認証縦覧中の団体  
2団体(2月22日現在)

発行日:平成28年2月25日  
発行:沖縄県NPOプラザ  
(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)  
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789  
E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp  
ホームページ

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>

# 沖縄県からのお願い

## 1 「定款」をよく読みましょう！

皆さん意外とご自分の法人の定款をご存じないようです。役員のこと、総会のこと、理事会のこと、会計のこと、さまざまな決まりが定款に明確に書かれています。法人様からのお問い合わせの半分は、ご自分の法人の定款を読めば答えがあることです。お問い合わせの前に、かならず定款をご確認ください。

## 2 「特定非営利活動促進法(NPO法)」を読んでみよう！

特定非営利活動法人である皆様の法人としての義務は、この特定非営利活動促進法を根拠としています。特定非営利活動法人であるという自覚を持って運営を行いましょう。NPO法人の義務に係る部分だけを抜粋してみました。

第5条 NPO法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができるが、この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。また、その他の事業に係る会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第14条 NPO法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第14条の2 理事は、少なくとも毎年1回、通常社員総会を開かなければならない。

第23条 NPO法人は、その役員の氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、届け出なければならない。

第25条 定款の変更は、認証を受けなければその効力を生じない。また、認証を受ける必要のないものについては届け出なければならない。

第27条 NPO法人の会計は、法に定めるとおりの会計の原則に従って行わなければならない。

第28条 NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上のもの、氏名及び住所を記載した書面（事業報告書等）を作成し、これらを翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 NPO法人は、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 NPO法人は、その社員その他の利害関係人から、事業報告書等、役員名簿、定款等の書類の閲覧の要請があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第29条 NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

※その他にも、税法上の義務、労働関係の法令上の義務、登記関係の各種義務が課せられています。

# 忘れていませんか？役員変更届

役員の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名の場合、その都度役員変更届出書の提出が必要です。

また、もともと理事だが、新たに代表者となったという場合は、「代表者変更届出書」をご提出ください。その際、全部事項証明書の写しの添付をお願いします。



総会又は理事会で決議  
(定款の定めによる)



変更日から遅滞なく



代表者変更になった場合や代表者再任の場合、その都度法務局での変更登記が必要です。

沖縄県への届出書類	提出部数	新任	再任 任期満了 辞任	住所の異動 改名等	理事が 代表理事に なった場合
役員変更等届出書	1部	○	○	○	
変更後の役員名簿	2部	○	○	○	
就任承諾書及び宣誓書の写し (原本証明をする)	1部	○			
住民票の原本 (6か月以内のもので、個人番号表示の 無いもの)	1部	○			
代表者変更届出書 (全部事項証明書コピーを添付)	1部				○

※役員名簿について  
代表者の方の役職名欄には「代表理事」若しくは「理事長」と記載してください。

# 助成金情報



●詳細については下記のお問い合わせ先へお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご覧ください。

●助成金情報はNPOプラザのホームページでも随時更新中です！

## 全労済 地域貢献助成事業

### 【対象事業】

- 自然災害に備え、いのちを守るための活動
- 地域の自然環境・生態系を守る活動
- 温暖化防止活動や循環型社会づくり活動
- 子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動
- 困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動

【助成対象団体】 NPO法人、任意団体、市民団体

【助成額】 上限30万円

【応募期間】 3月23日～4月6日

### 【問い合わせ・応募先】

全労済 総務部内 地域貢献助成事業事務局宛  
東京都渋谷区代々木2-12-10  
TEL:03-3299-0161 (担当:千田、斎藤)

## わかば基金

### 【対象事業】

- ①国内のある一定の地域に福祉活動の拠点を設け、この支援金でより活動を広げたい団体
- ②パソコンを利用して、すでに地域で活発な福祉活動に取り組み、台数を増やすことで活動の充実を図れる団体
- ③東日本大震災復興支援

【助成対象団体】 地域に根差した福祉活動を展開しているグループ

【助成額】 ①100万円以内、②総数50台、③100万円

【応募締切】 3月31日

### 【問い合わせ・応募先】

社会福祉法人NHK厚生文化事業団  
「わかば基金」係  
東京都渋谷区神南1-4-1  
TEL:03-3476-5955

## ドコモ市民活動団体への助成

### 【対象事業】

将来の社会の担い手である子ども達のすこやかな育ちを応援する活動

【助成対象団体】 民間非営利団体で法人格を有し、2年以上の活動実績があるもの

【助成額】 50万円／100万円

【応募期間】 2月22日～3月31日

### 【問い合わせ・応募先】

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド  
東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー41階  
TEL:03-3509-7651

## 助成金申請の前に！

- ①まず自分たちの事業計画をたてましょう。
- ②自分たちの事業計画に合う助成金を探しましょう。
- ③募集要項をよく読み、把握しましょう。
- ④申請書の主要項目を仮に埋めてみましょう。
- ⑤各助成機関への事前相談を活用しましょう。募集要項を読んでわからなかった疑問点を解消しましょう。
- ⑥事前相談の結果も踏まえて、申請書を完成させましょう。